

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	定款変更の認可(生産森林組合)
②	法令名	森林組合法
③	法令番号	昭和53年法律第36号
④	根拠条項	第100条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第100条第2項(抜粋) 第42条第2項及び第3項、第43条、第43条の2、第44条第3項から第8項まで、第45条、第52条、第55条、第56条、第59条第2項から第4項まで、第60条から第60条の3まで、第60条の4、第61条(第1項第4号を除く。)、第62条、第63条(第5号に係る部分を除く。)、第63条の3、第63条の4、第65条、第66条、第67条、第68条第1項から第3項まで、第70条、第72条並びに第73条並びに会社法第2編第4章第1節第3款(第325条の2第3号及び第4号、第325条の3第1項第4号から第6号まで及び第3項、第325条の4第1項、第2項第2号及び第4項並びに第325条の7を除く。)、第830条、第831条、第834条(第16号及び第17号に係る部分に限る。)、第835条第1項、第836条第1項及び第3項、第837条、第838条並びに第846条の規定(これらの規定(これらの規定において準用する同法の規定を含む。))中監査役に関する部分を除く。))は組合の管理について、第44条の2、第47条第1項、第49条の3第1項、第8項及び第10項並びに第52条の2前段の規定は理事及び監事について、第49条の3第9項(第1号に係る部分に限る。))及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条の規定は理事について、第44条の3第2項の規定は監事について、それぞれ準用する。 第61条第2項 定款の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。))は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知) IV-2-1-1 森林組合等の設立、定款変更及び解散 IV-2-1-1-2 審査要領(主な着眼点) (1) 設立に係る認可について (2) 定款変更に係る認可について IV-2-1-1-3 留意事項 (1) 農林水産大臣の定める模範定款例との関係 (2) 理事の定数について 別添2 標準処理期間等 第1 申請に対する処分 1 審査基準(4)、(5)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	

- ・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針
(平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知) (抜粋)

IV-2-1-1 森林組合等の設立、定款変更及び解散

IV-2-1-1-2 審査要領 (主な着眼点)

(1) 設立に係る認可について

法第 79 条 (法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による森林組合等の設立の認可を行う場合は、同条の認可の基準のとおり行うものとし、具体的には、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査し認可を行うものとする。このうち、次の①の事項については、この事項が不適正な場合には、森林組合等の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、森林組合等の設立目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第 78 条第 2 項 (法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。) に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の設立に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

① 基本的事項

森林組合等が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、財産的基礎として設立後の自己資本基準を勘案し、予定している事業を実施するのに必要な施設を取得するのに必要な資金その他の資金の調達の方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を有しているか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第 42 条 (法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する事項が全て網羅されているか。
- エ 設立手続は森林組合にあっては、法第 74 条から第 77 条まで、連合会にあっては、法第 108 条及び第 109 条第 4 項において準用する第 75 条から第 77 条までの規定等に照らし、適法に行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本的事項は、法第 1 条、第 9 条等の規定に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第 27 条及び第 103 条の規定の範囲となっているか。

エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。

オ 役員に関する規定は、森林組合等の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

カ 総会、総代会及び理事会に関する規定は、法第 46 条、第 58 条、第 61 条、第 65 条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。

キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

(2) 定款変更に係る認可について

法第 61 条第 2 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による森林組合等の定款変更の認可を行う場合は、法第 79 条（法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。）の認可の基準に準じて行うものとし、具体的には、次の形式的事項及び上記（1）の③の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査し認可を行うものとする。

ただし、定款変更の内容が森林組合等の事業又は地区の変更に係る場合にあっては、次の形式的事項並びに上記（1）の①及び③の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとし、このうち、上記（1）の①の事項については、この事項が不適正な場合には、森林組合等の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、森林組合等の目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、森林組合等と十分協議するとともに、必要に応じ法第 61 条第 3 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 78 条第 2 項に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の定款変更に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

（形式的事項）

ア 上記（1）の②のアからウまでに掲げる事項

イ 定款の変更手続は法第 61 条、第 63 条等に照らし、適法に行われているか。

IV-2-1-1-3 留意事項

(1) 農林水産大臣の定める模範定款例との関係

- ① 認可申請のあった定款の内容が、法第 42 条第 3 項（法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣の定める模範定款例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。
- ② 模範定款例と異なる定款を有する森林組合等の設立又は定款の変更の申請がなされた場合においては、模範定款例に比して、組合運営の健全性がより高まる場合には、速やかに認可することとし、そうでない場合には、当該森林組合等の実情に照らし合理性があるか、組合員の利益に

つながるかを厳正に審査するものとする。

(2) 理事の定数について

理事の定数の増加については、業務執行体制を強化する上で、職務に専念する常勤理事を配置することは望ましいことから、森林組合等の事業に関し専門的知識を有する者を常勤理事として登用するためなど業務執行が強化されることが明らかな場合には、定款変更を認可するものとする。この際、女性や若年層の理事としての就任を促進するなど、理事会の活性化に向けた取組を行うようあわせて指導するものとする。女性や若年層が理事として就任することは、理事会を活性化し、業務執行体制を強化する上で望ましいことから、女性や若年層の理事就任を促すための理事枠を設置するために定数を増加させることも考えられる。

また、理事の定数の減少については、健全な業務運営に支障がないことが明らかな場合には、定数変更を認可するものとする。

別添2 標準処理期間等

第1 申請に対する処分

1 審査基準

- (4) 法第100条第2項において準用する法第61条第2項の規定による生産森林組合の定款変更の認可に係る審査基準は、(5)に準ずる。
- (5) 法第100条第3項において準用する法第79条の規定による生産森林組合の設立の認可に係る審査基準は、森林組合の認可の基準に準ずる。なお、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」(昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知)に準拠しているかどうかを考慮するものとする。